

職員の給与等について

町民の皆さんに一層のご理解をいただくため、町職員の給与・職員数などについてお知らせします。
町職員の給与は、国の人事院や県人事委員会の給与勧告、他の地方公共団体の給与との均衡を考慮しながら町議会の審議を経て、条例で定められています。
なお、ここに用いられている数値は、平成26年4月1日現在の「地方公務員給与実態調査」、
「地方公共団体定員管理調査」などを基にしています。

◇ 問い合わせ先 双葉町いわき事務所 総務課 行政係 0246-84-5200

双葉町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

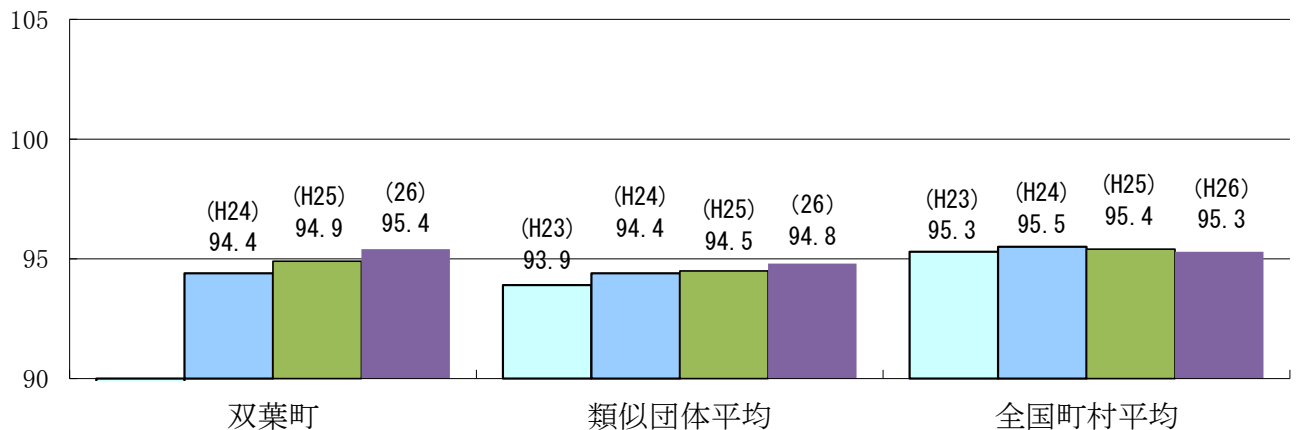
区 分	住民基本台帳人口 (25年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 24年度の人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
25年度	6,541	6,097,512	458,421	761,055	12.48	15.26

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考) 類似団体平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
25年度	85	297,656	64,924	110,455	473,035	5,565	5,490

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
2 職員数は、25年4月1日現在の人数である。

(3) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数である。
2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
3 平成24年度及び平成25年度は、国家公務員の時限的な（2年間）給与改定特例法が無いとした場合の値である。
4 平成23年の双葉町におけるラスパイレス指数は、震災の影響により試算していない。

2 一般行政職給料表の状況（平成26年4月1日現在）

	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
1 号給の 給料月額	137,900 円	188,900 円	226,700 円	266,400 円	294,300 円	326,200 円
最高号給の 給料月額	247,900 円	313,700 円	361,500 円	408,400 円	424,700 円	447,100 円

3 職員の平均給与月額、初任給等の状況

（1） 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（26年4月1日現在）

①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
双葉町	43.3 歳	316,700 円	387,408 円	353,435 円
福島県	42.9 歳	336,500 円	420,082 円	366,625 円
国	43.5 歳	335,000 円	— 円	408,472 円
類似団体	42.6 歳	310,381 円	354,449 円	336,306 円

②技能労務職

区 分	公 務 員					民 間			参 考
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 A	平均給与月額 (国ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 B	A/B
双葉町	54.1 歳	2 人	293,100 円	342,580 円	308,600 円	—	—	—	—
うち用務員	54.1 歳	2 人	293,100 円	342,580 円	308,600 円	用務員	54.3 歳	199,300 円	1.72
福島県	53.4 歳	283 人	369,700 円	414,461 円	389,429 円	—	—	—	—
国	50.1 歳	3,119 人	287,992 円	— 円	326,611 円	—	—	—	—
類似団体	49.7 歳	6 人	271,921 円	294,995 円	282,545 円	—	—	—	—

区 分	参 考		
	年収ベース（試算値）の比較		
	公務員 C	民間 D	C/D
双葉町	—	—	—
うち用務員	4,552,980 円	2,747,000 円	1.66

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。（平成22年～24年の3ヶ年平均）

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※年収ベースの「公務員（C）」及び「民間（D）」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

- （注） 1 「平均給料月額」とは、平成26年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。
 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。
 また、「平均給与月額（国ベース）」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したもの。
 3 国家公務員における「平均給料月額」及び「平均給与月額（国ベース）」の括弧書きは、給与改定特例法による措置がないとした場合の値（減額前）である。

（2） 職員の初任給の状況（26年4月1日現在）

区 分		双葉町	福島県	国
一般行政職	大 学 卒	175,100 円	181,800 円	172,200 円
	高 校 卒	142,500 円	146,900 円	140,100 円
技能労務職	高 校 卒	139,500 円	144,500 円	— 円
	中 学 卒	123,600 円	136,100 円	— 円

（注） 国家公務員欄における括弧書きは、給与改定特例法による措置がないとした場合の値（減額前）である。

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（26年4月1日現在）

区 分		経験年数10年 以上15年未満	経験年数15年 以上20年未満	経験年数20年 以上25年未満
一般行政職	大 学 卒	262,400 円	329,500 円	319,200 円
	高 校 卒	— 円	293,200 円	314,100 円
技能労務職	高 校 卒	— 円	— 円	— 円
	中 学 卒	— 円	— 円	— 円

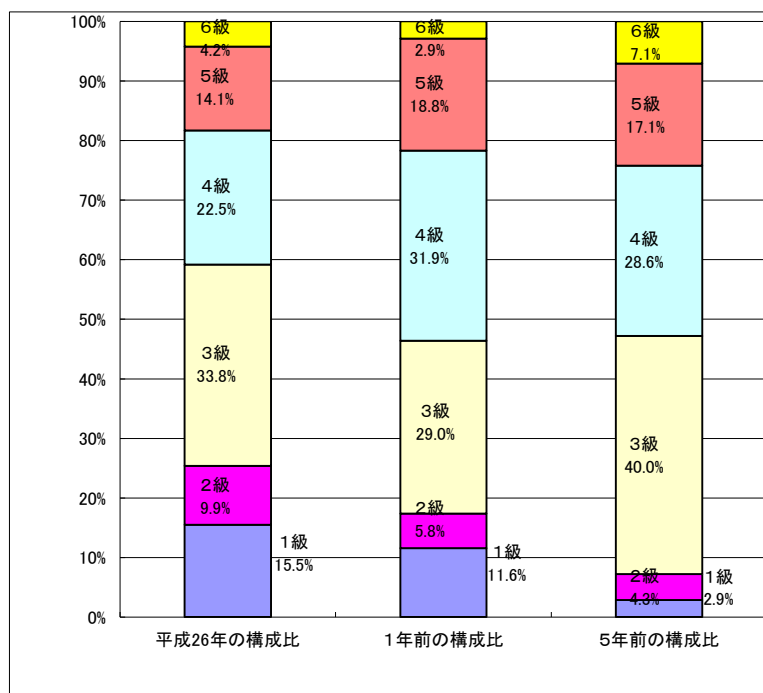
経験年数25年 以上30年未満	経験年数30年 以上35年未満	経験年数35年以上
374,000 円	397,900 円	— 円
343,700 円	379,400 円	403,700 円
— 円	— 円	— 円
293,100 円	293,100 円	— 円

4 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況（26年4月1日現在）

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1 級	主事	11	15.5 %
2 級	副主査	8	9.9 %
3 級	係長・主任主査・主査	22	33.8 %
4 級	課長補佐・総括主任主査	16	22.5 %
5 級	課長・主幹	11	14.1 %
6 級	総務課長・参事	3	4.2 %
計		71	100.0 %

- (注) 1 双葉町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



- (注) 平成19年に8級制から6級制に変更している。(旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合)

5 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

双葉町	福島県	国
1人当たり平均支給額（25年度） 1,343 千円	1人当たり平均支給額（25年度） 1,639 千円	—
(25年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.55 月分 1.35 月分 (1.40) 月分 (0.65) 月分	(25年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.55 月分 1.35 月分 (1.40) 月分 (0.65) 月分	(25年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.60 月分 1.35 月分 (1.45) 月分 (0.65) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 15～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

(2) 退職手当（26年4月1日現在）

双葉町	国
(支給率) 自己都合 勸奨・定年 勤続20年 21.62 月分 27.025 月分 勤続25年 30.82 月分 36.57 月分 勤続35年 43.70 月分 52.44 月分 最高限度額 52.44 月分 52.44 月分 その他の加算措置 ・定年前早期退職特例措置（2～20%加算） ・勸奨退職 4号加算 1人当たり平均支給額 15,477 千円	(支給率) 自己都合 勸奨・定年 勤続20年 21.62 月分 27.025 月分 勤続25年 30.82 月分 36.57 月分 勤続35年 43.70 月分 52.44 月分 最高限度額 52.44 月分 52.44 月分 その他の加算措置 ・定年前早期退職特例措置（2～20%加算）

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、25年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 特殊勤務手当（26年4月1日現在）

支給実績（２５年度決算）		1,713		千円	
支給職員１人当たり平均支給年額（２５年度決算）		19,466		円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（２５年度）		84.1		％	
手当の種類（手当数）		３種類			
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務		左記職員に対する支給単価	
防疫作業従事職員の手当	右の業務に従事した職員	伝染病予防法及び家畜伝染病予防法に基づく業務		１日につき	400 円
死体取扱業務従事職員の手当	右の業務に従事した職員	行旅病人及び行旅死亡人取扱法に定める死亡人の取扱業務		１件につき	10,000 円
災害応急作業従事職員の手当	右の業務に従事した職員	東京電力福島第一原子力発電所敷地内	免震重要等の外	建屋内	40,000 円
				故障設備等現場確認	20,000 円
				上記以外	13,000 円
			免震重要等の内	3,300 円	
		帰還困難区域	屋外	6,600 円	
			屋内	1,330 円	
		居住制限区域	屋外	3,300 円	
			屋内	660 円	

(4) 時間外勤務手当

支給実績（25年度決算）	21,557 千円
職員1人当たり平均支給年額（25年度決算）	245 千円
支給実績（24年度決算）	68,635 千円
職員1人当たり平均支給年額（24年度決算）	798 千円

(5) その他の手当 (26年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (25年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (25年度決算)
扶養手当	①配偶者13,000円 ②配偶者以外1人につき6,500円 ③配偶者なしの場合その内1人11,000円 ④配偶者なしの場合2人目以降6,500円 ⑤その他1人につき5,000円※16歳到達年度初めから22歳年度末までの子1人につき5,000円を加算	同じ	—	10,606 千円	252,524 円
住居手当	<借家・借間の場合> 月額9,500円を超える家賃を支払っている職員が対象。支給額上限27,000円。	異なる	支給額等	8,658 千円	270,563 円
通勤手当	<交通機関利用者> 55,000円まで全額支給。55,000円を超えた場合はその超えた額の1/2を55,000円に加えた額を支給。 <交通用具使用者> 片道2km以上の通勤距離に応じて2,300円から44,900円を支給	異なる	支給額等	4,066 千円	94,559 円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に対して支給。 ・課長 30,000円 ・主幹 25,000円	異なる	支給率等	5,297 千円	353,134 円
管理職員特別勤務	管理職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日及び年末年始の休日等に勤務したときに支給。 ・課長 6,000円 ・主幹 4,000円	異なる	支給額等	69 千円	4,600 円
宿日直手当	宿日直勤務を命ぜられた職員に支給。 1回につき 5,200円 (勤務時間が5時間未満の場合は2,500円)	異なる	支給額等	1,482 千円	16,467 円

6 特別職の報酬等の状況（26年4月1日現在）

区 分		給 料 月 額 等	
給 料	町 長	766,000 円	(参考) 類似団体における最高／最低額
	(副 町 長	(766,000 円)	850,000 円／ 370,000 円
	601,000 円		
	(601,000 円)	675,000 円／ 360,000 円	
報 酬	議 長	289,000 円	360,000 円／ 205,000 円
	(副 議 長	(289,000 円)	
	248,000 円		320,000 円／ 164,900 円
	(248,000 円)		
議 員	232,000 円		300,000 円／ 145,500 円
	(232,000 円)		
期 末 手 当	町 長	(25年度支給割合)	計算の基礎となる額は、給料月
	副 町 長	2.90 月分	額に15%加算した額
	議 長	(25年度支給割合)	
	副 議 長	2.90 月分	計算の基礎となる額は、報酬月
退 職 手 当	議 員		額に15%加算した額
	備 考		
	町 長	(算定方式)	(1期の手当額)
	副 町 長	給料月額×在職月数×0.48	17,648,640 円
	議 員	給料月額×在職月数×0.29	8,365,920 円
	備 考		

- (注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。
2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

7 職員数の状況

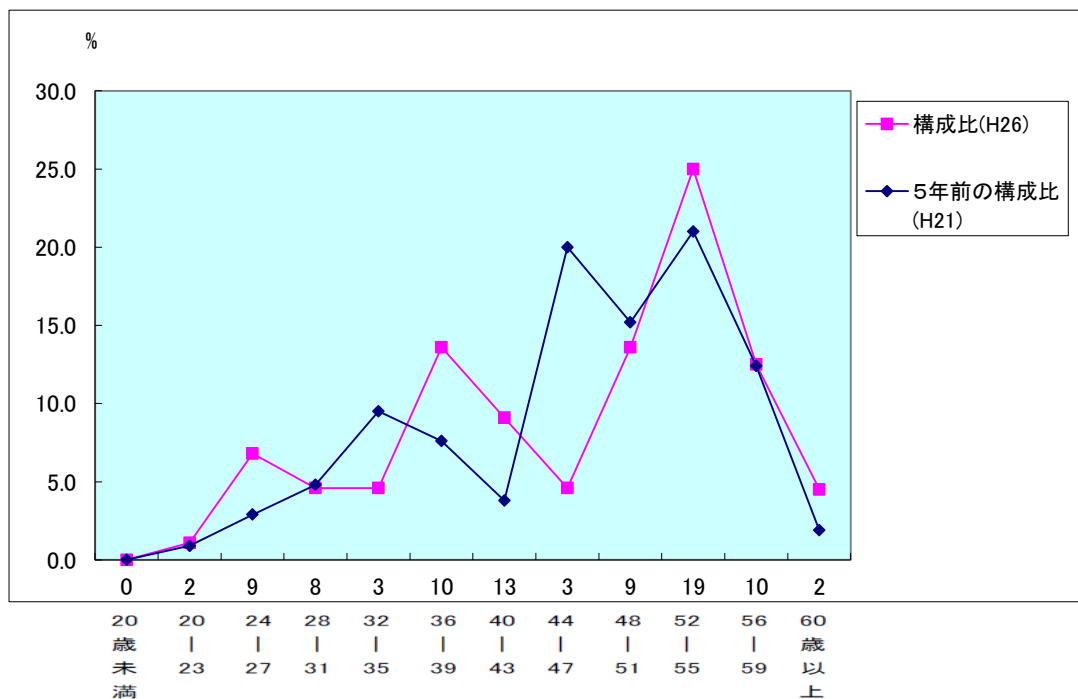
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

区 分			職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由
			平成25年	平成26年		
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議 会	2	2	0	災害対応業務量増加のため
		総 務	38	48	10	
		税 務	6	4	▲ 2	
		労 働	0	0	0	
		農 水	7	2	▲ 5	
		商 工	1	1	0	
		土 木	4	3	▲ 1	
民 生		8	7	▲ 1		
衛 生		8	8	0		
	計	74	75	1	<参考> 人口1万人当たり職員数 117.00 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 101.04 人)	
	教 育 部 門	11	9	▲ 2	退職、災害対応業務量増加による配置換え	
	小 計	85	84	▲ 1	<参考> 人口1万人当たり職員数 131.04 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 124.28 人)	
公 営 企 業 等	会 計 部 門	下 水 道	1	1	0	
		そ 他 (国保、介護)	2	3	1	
		小 計	3	4	1	
合 計			88	88	0	<参考> 人口1万人当たり職員数 137.28 人

- (注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。
2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（26年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	0人	2人	9人	8人	3人	10人	13人	3人	9人	19人	10人	2人	88人

(3) 職員数の推移

年度 部門別	22年	23年	24年	25年	26年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	70	66	70	74	75	5 (7.1%)
教育	30	25	12	11	9	▲21 (△70.0%)
警察	0	0	0	0	0	0 (0.0%)
消防	0	0	0	0	0	0 (0.0%)
普通会計	100	91	82	85	84	▲16 (△16.0%)
公営企業等会計	5	5	4	3	4	▲1 (0.0%)
総合計	105	96	86	88	88	▲17 (△16.2%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。